

松寿会指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム松涛園 介護老人福祉施設サービス利用重要事項説明書

介護保険事業所番号 0570150243

松涛園はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人の概要
2. ご利用施設の概要
3. 居室等の概要
4. 施設職員の配置状況
5. 主な職種の勤務体制
6. 提供するサービスと利用料金
7. 施設利用中の医療の提供について
8. 施設を退所していただく場合〔契約の終了について〕
9. 病院等に入院した場合の対応について
10. 緊急時の対応
11. 事故発生時の対応
12. 身元引受人等について
13. 相談窓口・苦情対応

社会福祉法人松寿会

松寿会指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム松涛園
介護老人福祉施設サービス利用重要事項説明書

1. 施設経営法人の概要

法人名	社会福祉法人 松寿会
法人所在地	秋田市浜田字陳ヶ原15番地5
電話番号	018-828-7856
代表者氏名	理事長 佐々木 勤右工門
設立年月日	昭和42年2月1日

2. ご利用施設の概要

(1) 施設の目的

松寿会指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム松涛園は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用できます。(入所要件：要介護3以上、および要介護1または2で特例入所の要件に該当する場合。)

(2) 松寿会特別養護老人ホーム松涛園の概要

事業所名	松寿会特別養護老人ホーム松涛園
所在地	秋田市浜田字陳ヶ原35番地31
介護保険事業者番号	0570150243
施設長(管理者)	佐々木 勤右工門 電話番号：018-828-7856
開設年月日	昭和54年2月1日
入所定員	80名

(3) 運営方針

- ・ 人生が豊かであり続けるように、ご利用者の意思を尊重します
- ・ ご利用者の命と生活に直接関わる仕事であることに誇りを持ち、質の高いサービスを提供します
- ・ 個人情報の保護を基本にして、ご利用者の生活を援助します
- ・ 従事者の人間性の高揚と介護技術の研鑽に努めます
- ・ 保健・医療・福祉の連携を図り、地域福祉の向上をめざします

3. 居室等の概要

- (1) 当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室や3人部屋への入居を希望される場合は、その旨お申し出ください。(ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況等によりご希望にそえない場合があります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	4室	個室
3人部屋	1室	多床室
4人部屋	20室	多床室
合計	25室	
浴室	3室	リフト式、車いす式、特殊浴槽があります
静養室	1室	
医務室	1室	
食堂兼ホール	1室	
リビング・談話室	5室	
機能訓練室	1室	

* トイレ及び洗面所は、施設内3ヶ所（居室外）に設置してあります。

（2）居室の変更について

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

4. 施設の職員配置状況

松涛園では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職種	人数	資格等
施設長・管理者	1名	
医師	1名	非常勤
生活相談員	2名	介護支援専門員2名、社会福祉士1名
事務職員	4名	
介護支援専門員	5名	生活相談員2名、介護職員3名
介護職員	36名	介護福祉士32名、介護支援専門3名
看護職員	4名	看護師4名、衛生管理者1名
栄養士	1名	管理栄養士1名
調理員	7名	調理師7名
技術員	1名	危険物取扱責任者1名

* 資格取得状況は、一部重複があります。

5. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	平日・土曜日・祝日	日曜日
介護職員	早番：午前7時15分から午後4時00分	1名	
	日勤：午前8時30分から午後5時15分	6～10名	5～7名
	遅番：午前10時30分から午後7時15分	3名	
	夜勤：午後4時から翌日の午前9時00分	5名	

* 平日及び土曜日・祝日における日勤職員の人数の差は、入浴の形態に合わせた対応の違いによるものです。遅番職員の数も同様です。

職 種	勤 務 体 制	平日・土曜日・祝日	日曜日
看護職員	早番：午前7時15分から午後4時00分	1名	
	日勤：午前8時30分から午後5時15分	1～4名	1名
	この他、夜間・緊急時は24時間の連絡体制を確保しています		

6. 提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

次のサービスについては、居住費及び食費を除き利用料の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

介護保険の給付の対象となるサービス

サービスの種類	内 容 等
居 室	個室、3人部屋、4人部屋があります
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士が、ご利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、栄養管理を行います ・ 栄養士が、ご利用者の身体状況に適した栄養量の確保と嗜好に配慮した献立を作成し、食事を提供します。また、複数の献立から選択していただくことができる、選択食を実施しております ・ 家庭的な雰囲気のリビングや居室など、お好きな場所で会話を楽しみながら食事をお召し上がりいただきます ・ 次のように食事時間を設定していますので、お好きな時間にお召し上がりいただきます <p style="text-align: center;"> 食事時間： 朝食 7時20分 から 8時00分 昼食 11時45分 から 12時30分 夕食 17時45分 から 18時30分 </p>
入 浴	<p>次の3つの形態から身体状態に応じて週2回程度ご利用いただきます</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特浴：寝たきりの状態にある方がご利用できます 2. リフト式入浴：イスに座ったままご利用できます 3. 車イス式入浴：車イスのままご利用できます <p>ただし状態に応じ、清拭等となる場合があります</p>

排泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います
リハビリ体操	ご利用者が楽しんで生活していただけるよう、身体状況に応じて、リハビリ体操や余暇活動を行います
生活相談	施設での生活相談に限らず、在宅生活に向けていろいろなご相談に応じます
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・春と秋に定期的な健康診断を行います ・毎日、検温や血圧測定等を行います ・看護職員が健康に関するご相談に応じます ・インフルエンザ等予防接種については、ご希望により実施します（実費）
その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します ・適切な整容（洗顔・整髪等）を行い、清潔で快適な生活が送れるようを援助します ・歯科医師の助言・指導のもと、適切な口腔衛生を実施します
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護にかかる研修を受けた職員が、ご利用者を支援いたします ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を整備し、サービスの提供を行います ・虐待の発生又はその再発を防止するための対策を整備し、サービスの提供を行います ・業務継続計画（BCP）に基づき、感染症や非常災害の発生時においても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を整備しております

○ 利用料金（1日あたり）（契約書第6条及び別紙1参照）

- ・「別紙1」の料金表によってご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費を除いた金額（サービス利用による自己負担額：介護保険負担割合証に記載された割合《1割～3割》）及び居住費、食費の合計額をお支払ください。
- ・ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。
- ・居室及び食費にかかる費用について、負担限度額認定証を受けている場合には認定証に記載している負担限度額とします。

（2）その他の介護給付サービス加算等

①松涛園では、下記の通り一定の条件を満たしておりますので、次の加算をご負担いただきます

加算	加算条件	加算額
サービス提供体制強化加算（I）	指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合等	22円/日

看護体制加算（Ⅰ） □	常勤の看護職員を1名以上配置している場合	4円/日
夜勤職員配置加算 （Ⅲ）□	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1名以上上回り、且つ夜勤帯を通じ、看護職員又は喀痰吸引等業務従事者の登録を受けている者を1名以上配置している場合	16円/日
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	ご利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供には、情報等を適切かつ有効に活用している等の要件を満たしている場合	50円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の基本的な待遇改善や職場環境改善等の取り組みが要件を満たしている場合	基本料金+各種加算の合計金額の14.0%

②次の「加算の条件」に当てはまる場合、ご負担いただきます

加 算	加 算 条 件 等	加算額
初 期 加 算	ご利用者が入所及び1ヶ月以上の入院後に退院し、再び松涛園での生活を開始した場合（入所日及び退院日を含む30日間を限度）	30円/日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者の配置、安全対策部門の設置等、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合（入所時1回のみ）	20円/月
療 養 食 加 算	医師の指示に基づく療養食を提供（1日3回を限度）した場合	6円/食
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合	120円/日
再入所時栄養連携加算	ご利用者が医療機関に入院し、経管栄養等が必要になった場合、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合（1回を限度）	200円/回
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とするご利用者や低栄養状態にあると医師が判断したご利用者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対し栄養管理に関する情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	70円/月
在宅復帰支援機能加算	退所し在宅へ退所するご利用者・そのご家族に対し支援を行った場合。（相談援助や各関係機関との連絡・調整等）	10円/日

③入院・外泊時の場合、通常の利用料金に替えて、次の費用をご負担いただきます。

入院・外泊時費用	ご利用期間中に入院又は外泊をした場合、一回の入院・外泊につき、通常の利用料金に替えて、6日（入院・外泊期間が複数の月にまたがる場合は最大12日）を限度に、入院・外泊時費用をご負担いただきます	246円
----------	---	------

※6日を超えた場合は、負担限度額の段階にかかわらず1日370円(令和6年8月以降は430円)の居住費となります

(3) 介護保険の給付の対象とならないサービス（実費）（契約書第4条及び別紙1参照）

- ①居住費
- ②食費
- ③その他

特別食の提供	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます
理美容サービス	理容師等の訪問時ご希望によりサービスが受けられます
行政手続き代行	ご依頼により手続きを代行します

(4) その他の経費

前記(1)(2)(3)のほか、レクリエーション費用、買い物サービスの費用、所持品預かり・保管などに関わるサービスについては、自己負担になる場合があります。

○契約書第21条に定める所定の料金（1日あたり）（別紙2参照）

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等についての期間に係る料金（本来の契約が終了した翌日から現実に居室が明け渡された日まで）は別紙2のとおりです。

経済状況の著しい変化や、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

○居住費・食費の負担額（別紙3参照）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用料、居住費、食費の負担が軽減されます。

○料金の支払方法（契約書第6条参照）

1ヶ月ごとにまとめて計算し請求します。当月分を翌月末日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。お支払方法は次の中からお選びください。

ア. 下記指定口座への振込み

秋田銀行 新屋支店

店番：117 普通預金 口座番号：228168

松寿会特別養護老人ホーム松涛園 施設長 佐々木 勘右工門

イ. 口座振替

ウ. 現金支払

○ご希望のお支払方法

ア. 指定口座への振込み	イ. 口座振替	ウ. 現金支払

7. 施設利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関以外での診療・入院治療もできます。

協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科	備考
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4-30	内科 他	
中通総合病院	秋田市南通みその町3-15	内科 他	

協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地	備考
三浦歯科医院	秋田市新屋元町22番34号	

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第15条参照）

（1）松涛園との契約では、あらかじめご利用いただく期間を定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスをご利用いただくことができます。仮にこのような事項に該当するに至った場合には、契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合（平成27年4月以降に入所の場合は要介護2以下の判定の場合《ただし特例入所の要件に該当する場合を除く》）
- ② 松涛園を運営する社会福祉法人が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により松涛園を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 松涛園が介護保険の指定を取り消された場合または辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑥ 松涛園から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

（2）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、17条参照）

契約の有効期間中であっても、ご利用者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料の変更不同意の場合
- ② 松涛園の運営規程の変更不同意の場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 松涛園もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 松涛園もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑥ 松涛園もしくはサービス従事者が、故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な行為を行った場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

（3）松涛園からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料のお支払が6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ② ご利用者が、故意または重大な過失により松涛園またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が、連続して3ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

9. 病院等に入院した場合の対応について（契約書第20条参照）

① 3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内の入院の場合には、退院後再び松涛園での生活が可能です。ただし、入院時に予定されていた退院日より早く退院された場合等、退院時に受け入れ準備が整っていない場合には、併設されている短期入所生活介護事業の居室等をご利用いただく場合があります。

なお、一回の入院につき、通常の利用料金に替えて6日（入院期間が複数の月にまたがる場合は最大12日）を限度に、1日あたり246円と入院期間中の居住費をご負担いただきます。

* 入院費用については、前記6. 提供するサービスと利用料金（2）その他の介護給付サービス加算等 ③ をご参照ください。

② 3ヶ月以上の入院が見込まれる場合

3ヶ月以上の入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、優先的な松涛園への再入所はできません。

〈入院期間中の利用料金について〉

入院期間中の利用料金については、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に利用することに同意いただき、実際に利用があった場合には、所定のサービス利用料金及び居住費を事業者を支払う必要はありません。

（1）円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご利用者が松涛園を退所する場合には、ご希望により、松涛園はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所または介護老人保険施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

10. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供によりご利用者に事故が発生した場合には、ご家族（身元引受人）、居宅介護支援事業者及び市町村等関係者に対して連絡をする等の必要な対応をいたします。

1 2. 身元引受人等について

- (1) 松涛園では、本契約締結にあたり、身元引受人等設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とはご家族または縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - ① 利用契約が終了した後、松涛園に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引き渡しにかかる費用のご負担
 - ② 民法458条も2に定める連帯保証人
- (4) (3)の②における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - ① 連帯保証人は、ご利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものである。
 - ② 連帯保証人の負担は、極限度500,000円を限度とします。
 - ③ 連帯保証人が負担する債務の元本は、ご利用者または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - ④ 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

1 3. 相談窓口・苦情対応 (契約書第24条参照)

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

○ 事業所の窓口

介護老人福祉施設 松 涛 園	電話番号：018-828-7856 ファックス：018-828-7863 施設長：佐々木 勘右工門 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 *緊急時は24時間対応
-------------------	--

○ 公的機関でも苦情等を受け付けます

秋田市介護保険課	所在地：秋田市山王一丁目1-1 本庁舎2階 電話番号：018-888-5672 ファックス：018-888-5673 対応時間：午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地：秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館 電話番号：018-883-1550 ファックス：018-883-1551 対応時間：午前9時～午後5時

秋田県福祉サービス
相談支援センター

所在地：秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館
電話番号：018-864-2726
ファックス：018-864-2742
対応時間：午前8時30分～午後5時15分

*土曜日、日曜日、祝日等を除く

松寿会指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム松涛園 介護老人福祉施設サービス利用重要事項説明書付属文書

1. 当事業所経営法人の概要

名 称	社会福祉法人 松寿会
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理 事 長 佐々木 勘右工門
所 在 地	秋田市浜田字陳ヶ原 1 5 番地 5
業 務 の 概 要	<p>当法人は、各種介護保険事業所及び特別養護老人ホームをはじめとする各種老人ホームを経営し、総合的な高齢者の福祉の向上を目指しています。また、地域福祉の拠点として中核的な役割を担うため、各種在宅サービスを実施しています。</p> <p>この他に、大学や専門学校などの委託による各種養成研修・介護実習等の受け入れや、幼稚園・保育所、小・中・高校生との交流、地域のボランティアの参加による各種行事の実施など、地域とのつながりや福祉意識の高揚などにも力を入れています。</p>
老 人 福 祉 施 設	松寿会養護老人ホーム 松寿園 松寿会（盲）養護老人ホーム 松峰園 松寿会特別養護老人ホーム 松涛園 松寿会軽費老人ホーム（A型）だいせん 松寿会在宅介護支援センター
介 護 保 険 事 業 所	訪問介護事業所 3ヶ所（ホームヘルパーの派遣） 通所介護事業所 1ヶ所（デイサービス） 短期入所生活介護事業所 1ヶ所（ショートステイ） 居宅介護支援事業所 1ヶ所（居宅サービス計画の作成等） 介護老人福祉施設 1ヶ所（特別養護老人ホーム） 特定施設入居者生活介護 2ヶ所（養護老人ホーム）
障害者総合支援法に基づく居宅介護事業	居宅介護事業所（訪問介護事業所）

2. 施設の概要

- (1) 建物の概要 鉄筋コンクリート造り平屋建て 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 2,391.187㎡
- (3) 併設事業

松涛園では、次の事業所を併設し実施しています。

訪問介護事業所	平成12年4月1日指定	0570102921
短期入所生活介護事業所	平成12年4月1日指定	0570102947
居宅介護支援事業所	平成12年4月1日指定	0570101139
通所介護事業所	平成12年4月1日指定	0570102939

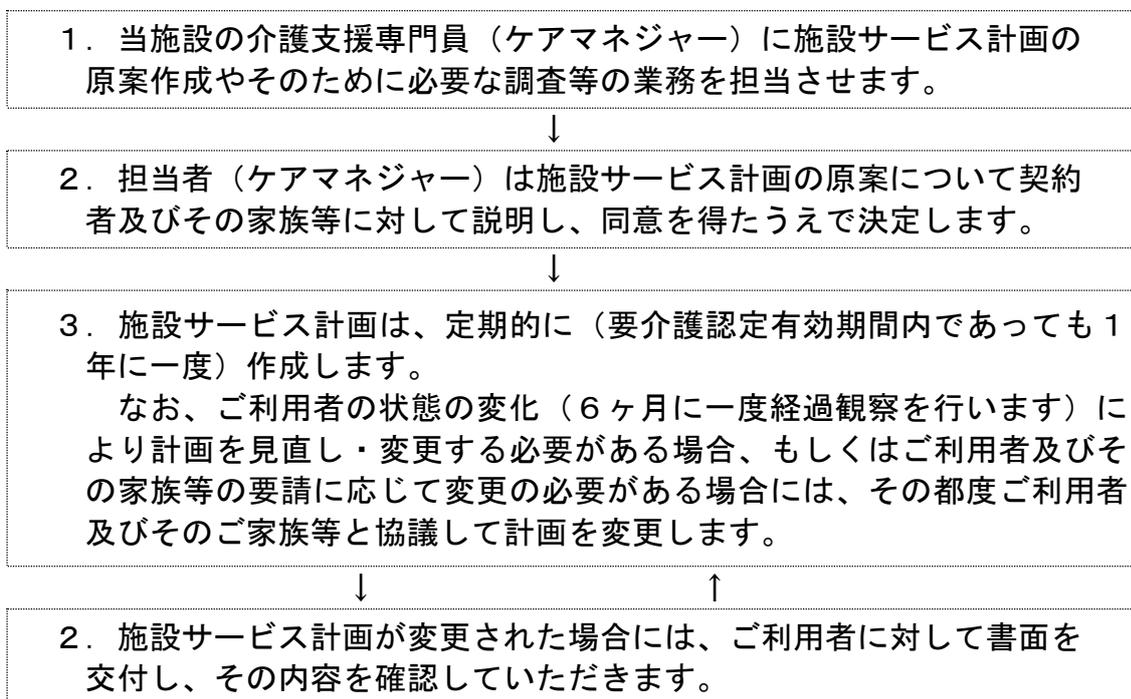
3. 職員の配置状況

《配置職員の職種》

- | | |
|---------------|---|
| 介 護 職 員 | … ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の介護職員を配置しています。 |
| 生 活 相 談 員 | … ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 |
| 看 護 職 員 | … 主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。4名の看護職員を配置しています。 |
| 機 能 訓 練 指 導 員 | … ご利用者の機能訓練を行います。 |
| 介 護 支 援 専 門 員 | … ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。 |
| 医 師 | … ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。嘱託医として内科医1名を配置しています。 |

4. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

入所後、ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針を「施設サービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。



5. 施設利用にあたっての留意事項

松涛園のご利用にあたっては、ご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するために、下記の事項をお守りください。

① 面会について

- ・ 8時30分から17時00分までの時間帯で、他の利用者の迷惑にならないようお願いいたします。早朝及び夜間の遅い時間のご面会をご希望の際には、事前にご相談ください。
- ・ 来訪される場合は、なまもの等日持ちのしない食品の差入れはご遠慮ください。また、それ以外の差入れについても、職員に都度お知らせください。食事制限等の必要な場合もありますので、他の利用者へのお心遣いは不要です。
- ・ 面会者が飲酒の場合や、風邪などの感染性の疾患に罹患している場合には、面会をご遠慮いただく場合があります。
- ・ ご面会時に現金・貴重品をお持ち込みになる場合は、その都度職員にお知らせください。
- ・ 食品等を持ち込みになる場合は、その都度職員にお知らせください。

② 外出、外泊（契約書第23条参照）

外泊の期間は1月に概ね7日間とし、外泊開始の3日前までにお届けください。外出の場合も事前にお知らせください。

③ 食事

食事が不要な場合には、前日までにお申し出ください。前日までにお申し出があった場合には、契約書第6条第2項及び第4項に定める食費は減免されます。

④ 金銭・貴重品

多額の現金や貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。お小遣い程度の金銭管理については、ご希望によりお預かりします。

⑤ 設備・器具の利用

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。
- ・ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 洗濯機、冷蔵庫、テレビ、電話等は他の利用者で共用です。他にもご利用いただけるものがありますので、使用をご希望の際にはご相談ください。
- ・ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

⑥ 飲酒・喫煙

健康上支障がなく、他の利用者の迷惑にならない程度の飲酒は可能です。また、喫煙は定められた場所・時間内でお願ひします。

⑦ その他

- ・ 職員または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等をご遠慮ください。
- ・ 所持品のお持ち込みについては、保管場所の関係上必要最小限とし、衣類等は季節ごとに入れ替えて下さるようご協力をお願いします。

6. 非常災害対策

① 災害時の対応

- ・ 人命尊重を第一に、緊急通報装置により全職員が駆付けると共に自衛消防隊による避難誘導、初期消火等を行います。また、同一法人の施設職員及び地域の消防団等にも災害時の協力を依頼しています。

② 防災設備

- ・ 緊急通報装置が設置されており、火災等災害が発生した場合にはボタン操作のみで消防署及び全職員に通報されます。また、自動火災報知器や屋内消火栓等の防災設備を設置しています。

③ 防災訓練

- ・ 自衛消防隊を組織し避難訓練、消火訓練、通報訓練、職員駆付け訓練等各種訓練を行いご利用者の皆さん及び職員の防災意識の高揚と防災設備の使用訓練を実施しています。また、年一回夜間を想定し、消防署員の指導による消防検証を行っています。

④ 防火管理者

- ・ 消防法で定められた防火管理者 1 名を配置しています。

7. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

松涛園において、松涛園の責任によりご利用者に生じた損害については、松涛園は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、松涛園の損害賠償責任を減じる場合があります。

1. 多床室（3人部屋、4人部屋）利用の場合の利用料金

（1日あたり）

要介護度	階層別	介護サービス費 (1割負担)	負担限度額		合 計
			居住費	食 費	
要介護1	第1段階	589円	0円	300円	889円
	第2段階	589円	430円	390円	1,409円
	第3段階①	589円	430円	650円	1,669円
	第3段階②	589円	430円	1,360円	2,379円
	第4段階	589円	915円	1,445円	2,949円
要介護2	第1段階	659円	0円	300円	959円
	第2段階	659円	430円	390円	1,479円
	第3段階①	659円	430円	650円	1,739円
	第3段階②	659円	430円	1,360円	2,449円
	第4段階	659円	915円	1,445円	3,019円
要介護3	第1段階	732円	0円	300円	1,032円
	第2段階	732円	430円	390円	1,552円
	第3段階①	732円	430円	650円	1,812円
	第3段階②	732円	430円	1,360円	2,552円
	第4段階	732円	915円	1,445円	3,092円
要介護4	第1段階	802円	0円	300円	1,102円
	第2段階	802円	430円	390円	1,622円
	第3段階①	802円	430円	650円	1,882円
	第3段階②	802円	430円	1,360円	2,592円
	第4段階	802円	915円	1,445円	3,162円
要介護5	第1段階	871円	0円	300円	1,171円
	第2段階	871円	430円	390円	1,691円
	第3段階①	871円	430円	650円	1,951円
	第3段階②	871円	430円	1,360円	2,661円
	第4段階	871円	915円	1,445円	3,231円

※介護保険負担割合証に2割の記載がある方につきましては、上記金額に2を乗じた金額、3割の記載がある方については3を乗じた金額をご負担いただきます。

2. 個室利用の場合の利用料金

(1日あたり)

要介護度	階層別	介護サービス費 (1割負担)	負担限度額		合 計
			居住費	食 費	
要介護1	第1段階	589円	380円	300円	1,269円
	第2段階	589円	480円	390円	1,459円
	第3段階①	589円	880円	650円	2,119円
	第3段階②	589円	880円	1,360円	2,829円
	第4段階	589円	1,231円	1,445円	3,265円
要介護2	第1段階	659円	380円	300円	1,339円
	第2段階	659円	480円	390円	1,529円
	第3段階①	659円	880円	650円	2,189円
	第3段階②	659円	880円	1,360円	2,899円
	第4段階	659円	1,231円	1,445円	3,335円
要介護3	第1段階	732円	380円	300円	1,412円
	第2段階	732円	480円	390円	1,602円
	第3段階①	732円	880円	650円	2,262円
	第3段階②	732円	880円	1,360円	2,972円
	第4段階	732円	1,231円	1,445円	3,408円
要介護4	第1段階	802円	380円	300円	1,482円
	第2段階	802円	480円	390円	1,672円
	第3段階①	802円	880円	650円	2,332円
	第3段階②	802円	880円	1,360円	3,042円
	第4段階	802円	1,231円	1,445円	3,478円
要介護5	第1段階	871円	380円	300円	1,551円
	第2段階	871円	480円	390円	1,741円
	第3段階①	871円	880円	650円	2,401円
	第3段階②	871円	880円	1,360円	3,111円
	第4段階	871円	1,231円	1,445円	3,547円

※介護保険負担割合証に2割の記載がある方につきましては、上記金額に2を乗じた金額、3割の記載がある方については3を乗じた金額をご負担いただきます。

○契約書第21条に定める所定の料金（1日あたり）

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等についての期間に係る料金（本来の契約が終了した翌日から現実に居室が明け渡された日まで）は次のとおりです。

（1）個室の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 5,890円	要介護2 6,590円	要介護3 7,320円	要介護4 8,020円	要介護5 8,710円
2. 居室にかかる自己負担額	1,231円				
3. 食事にかかる自己負担額	1,445円				
自己負担額(1+2+3)	8,566円	9,266円	9,996円	10,696円	11,386円

○ご契約者が、要介護認定で非該当または要支援となった場合

個室の場合～1日あたり 8,566円～

（2）多床室（3人部屋、4人部屋）の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 5,890円	要介護2 6,590円	要介護3 7,320円	要介護4 8,020円	要介護5 8,710円
2. 居室にかかる自己負担額	915円				
3. 食事にかかる自己負担額	1,445円				
自己負担額(1+2+3)	8,250円	8,950円	9,680円	10,380円	11,070円

○ご契約者が、要介護認定で非該当または要支援となった場合

多床室の場合～1日あたり 8,250円～

別紙・3

◇居住費・食費の負担額の軽減について

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費、食費の負担が軽減されます。

利用者負担段階ごとの対象者の要件とその負担限度額 （1日あたり）

利用者負担段階		居住費		食費	
対象者	区分	多床室	個室		
税非課税世帯全員が市町村民	生活保護受給者	0円	380円	300円	
	老齢福祉年金受給者			300円	
	課税年金収入額と合計 所金額の合計が80万 円以下の方	430円	880円	390円	
	課税年金収入額と合計 所得金 額の合計が80万円か ら120万円以下の方			第3段階 ①	650円
	課税年金収入額と合計 所得金 額の合計が120万円以 上の方			第3段階 ②	1,360円
上記以外の方	第4段階	915円	1,231円	1,445円	